

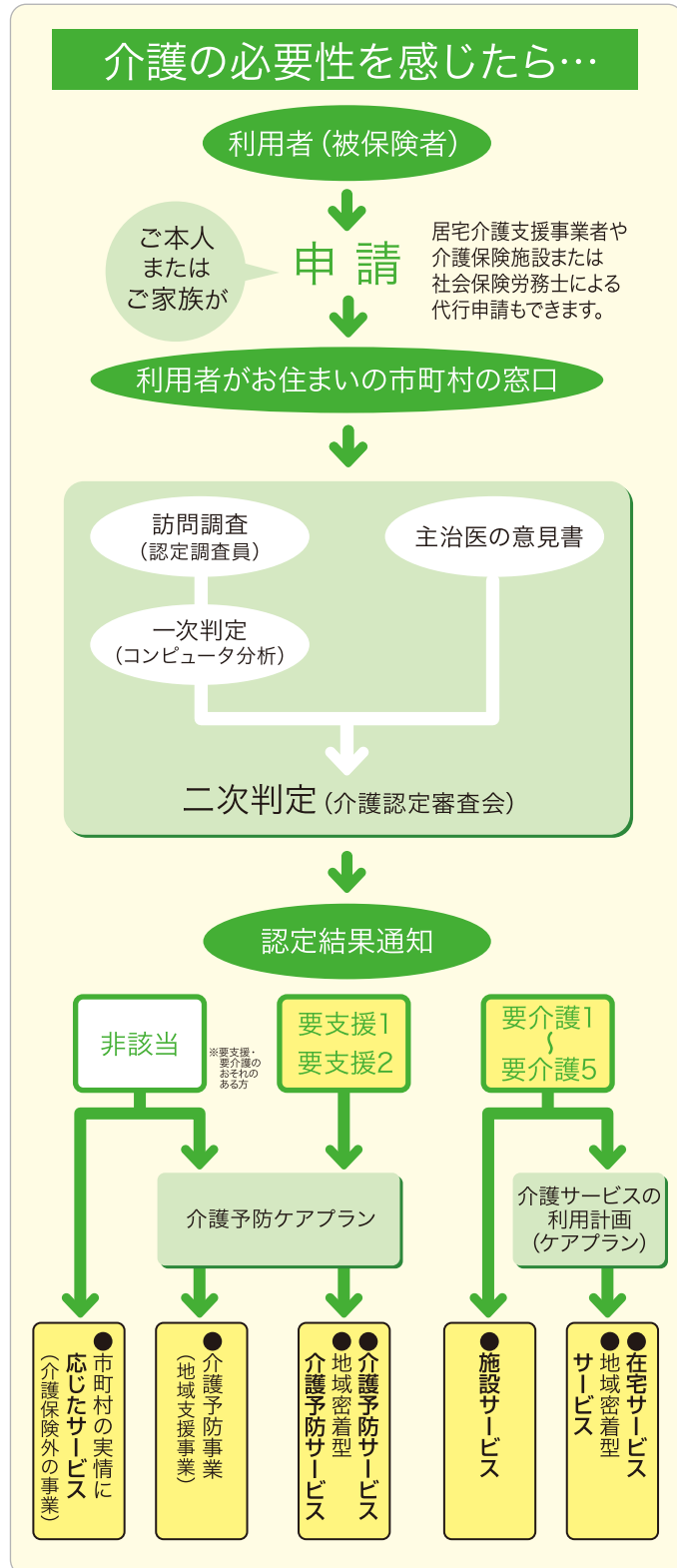
それは、要介護（要支援）認定を受けることから始まります。

介護保険を利用してサービスを受けるために

保険を利用したサービスを受けるためには必ず要介護（要支援）認定の申請書を提出し、『認定』されなければなりません。

手続きは無料で、利用者の心身の状態によって必要と思われる介護の程度が認められます。

（申請には介護保険被保険者証が必要です）



介護度と認められる状態の目安

介護度 認められる状態の例

- 要支援1** 日常生活機能の一部が若干低下
要介護状態にならないよう支援が必要
- 要支援2** 日常生活機能の一部が要支援1の状態からさらに低下
要介護状態にならないよう支援が必要
- 要介護1** 立ち上がりや歩行などが不安定
排泄・入浴に部分的な介助が必要
- 要介護2** 立ち上がりや歩行などがほとんど自力でできず
排泄・入浴などは部分的または全介助が必要
- 要介護3** 立ち上がりや歩行などが自力でできず
排泄・入浴などに全面的な介助が必要
- 要介護4** 日常生活機能がかなり低下
尿意や便意がみられなくなることもある
多くは全面的な介護が必要
- 要介護5** 日常生活機能が著しく低下
意思伝達がほとんど、または全くできないことが多く全面的な介護が必要
- 非該当** 社会的支援を要するに至らず自立できる

・認定は一定期間ごとに更新し、介護度の適正化が図られます。
・非該当と認定されても、状態に変化があれば再度、申請できます。
・結果に不服があれば、介護保険審査会に不服申し立てできます。

介護保険で受けられるサービスの例

1割のご負担でサービスが受けられます。

要支援1～2

介護予防のための訪問介護・通所介護
通所リハビリテーション
福祉用具レンタル・特定福祉用具販売・住宅改修
介護予防認知症対応型共同生活介護など

要介護1～5

【居宅サービス】

訪問介護・通所介護
訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション
福祉用具レンタル・特定福祉用具販売・住宅改修
認知症対応型共同生活介護など

【施設サービス】

介護老人福祉施設など

